

資料集

目次

- 【参考1】 第30次地方制度調査会答申別表「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」の指定都市への移譲状況
- 【参考2】 指定都市都道府県調整会議の実施状況（神奈川県内）
- 【参考3】 都道府県の人口、指定都市の人口（令和2年国勢調査）
- 【参考4】 県単独補助金の指定都市較差の状況（神奈川県内）
- 【参考5】 諸外国の大都市制度
- 【参考6】 第30次地方制度調査会答申の概要
- 【参考7】 特別自治市制度への移行手続きの手法案

【参考1】第30次地方制度調査会答申別表「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」の指定都市への移譲状況

令和4年7月時点

第30次地方制度調査会答申(H25.6.25)別表 「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」		指定都市への 権限移譲の 有無	移譲根拠	施行 時期	
事務	根拠条文				
1	保育士試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	×	—	—
2	介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	×	—	—
3	介護サービス事業者の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型サービス事業等のみを行う事業者を除く)	介護保険法第115条の32～第115条の34等	○	第4次一括法	H27年4月
4	介護サービス情報の公表	介護保険法第115条の35等	○	政令	H30年4月
5	都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	×	—	—
6	国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等	×	—	—
7	市域を越え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可 ※主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人等	社会福祉法第30条、第31条等	○	社会福祉法	H28年4月
8	都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	×	—	—
9	指定障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の報告の受理・命令等 ※全ての事業所等が一の指定都市の区域内にある指定障害福祉サービス事業者等(全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2～第51条の4、第51条の31～第51条の33等	○	第4次一括法	H27年4月
10	都道府県障害福祉計画の策定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条等	×	—	—
11	特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	○	第4次一括法	H27年4月
12	都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	×	—	—
13	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等 ※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後	○	第7次一括法	H30年4月
14	婦人相談所の設置	売春防止法第34条等	○	第4次一括法	H27年4月
15	医療計画の策定	医療法第30条の4等	×	—	—

第30次地方制度調査会答申(H25.6.25) 別表 「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」			指定都市への 権限移譲の 有無	移譲根拠	施行 時期
	事務	根拠条文			
16	病院の開設許可	医療法第7条等	○	第4次 一括法	H27年4月
17	地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	×	—	—
18	精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第19条の7等	※	—	—
19	臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	×	—	—
20	結核に係る定期の健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律 第53条の2等	○	政令	—
21	流域下水道の設置・管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置・管理が可能)	下水道法第25条の2等	×	—	—
22	浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	×	—	—
23	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定 (指定都市は必要な制限を付加する基準の策定が可能)	食品衛生法第51条等 (地方自治法施行令第174条 の34等)	×	—	—
24	特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2 等	○	第5次 一括法	H28年4月
25	麻薬取扱者及び向精神薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3 条、第50条等	×	—	—
26	職業能力開発大学校・障害者職業能力開発校等の設 置	職業能力開発促進法第15条の 6、第16条等	○	第4次 一括法	H27年4月
27	都市計画基礎調査の実施	都市計画法第6条等	×	—	—
28	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する 都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第1 号、第87条の2等	○	第4次 一括法	H27年6月
29	都市計画事業(一部)の施行認可	都市計画法第59条等	×	—	—
30	市街地再開発事業(一部)の施行等の認可	都市再開発法第7条の9等	○	第3次 一括法	H26年4月
31	防災街区整備事業(一部)の施行等の認可	密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第1 22条等	○	政令	H27年4月
32	都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	×	—	—
33	空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に 係る都市計画の決定	都市計画法第15条第1項第2 号～第7号、第87条の2、令第 45条等	×	—	—
34	土地利用基本計画の策定	国土利用計画法第9条等	×	—	—
35	土地取引の規制区域の指定	国土利用計画法第12条等	○	第4次 一括法	H27年4月
36	指定区間内の一級河川の管理	河川法第9条、令第2条等	×	—	—
			(一部移譲)		

第30次地方制度調査会答申(H25.6.25) 別表 「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」			指定都市への 権限移譲の 有無	移譲根拠	施行 時期
	事務	根拠条文			
37	二級河川の管理	河川法第10条等	× (一部移譲)	—	—
38	直轄区域以外の砂防設備の管理	砂防法第5条等	×	—	—
39	直轄区域以外の海岸保全区域等の管理	海岸法第5条等	× (一部移譲)	—	—
40	公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	○	第4次 一括法	H27年4月
41	地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	×	—	—
42	急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律第3条等	×	—	—
43	解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律第21条等	×	—	—
44	農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する 法律第15条の2等	△ (相模原市)	神奈川県 事務処理 特例条例	H28年4月
45	農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表 示の適正化に関する法律第19 条の14、第20条、第23条、令 第12条等	○	第4次 一括法	H28年4月
46	農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	○	第5次 一括法 (川崎市・ 相模原市 は事務処 理特例条 例)	H28年4月 (川崎市は H26年4月)
47	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可	農地法第18条等	○	第4次 一括法	H27年4月
48	農業振興地域整備基本方針の作成 農業振興地域の指定 市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する 法律第4条、第6条、第8条等	×	—	—
49	地域森林計画の策定	森林法第5条等	×	—	—
50	民有林の開発行為の許可	森林法第10条の2等	×	—	—
51	保安林の指定(一部)・管理	森林法第25条の2、第34条等	×	—	—
52	市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編 制及び教職員定数の標準に関 する法律第3条、市町村立学校 職員給与負担法第1条、地方教 育行政の組織及び運営に関す る法律第41条等	○	第4次 一括法	H29年4月
53	市町村立高等学校等の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号 等	○	第4次・ 第5次 一括法	高等学校・中 等教育学校 はH27年4月、 特別支援学 校はH28年4 月
54	私立幼稚園の設置認可	学校教育法第4条第1項第3号 等	×	—	—

第30次地方制度調査会答申(H25.6.25)別表 「都道府県の事務のうち指定都市に移譲されていない主な事務」		指定都市への 権限移譲の 有無	移譲根拠	施行 時期
事務	根拠条文			
55	私立小学校・中学校・高等学校等の設置認可	×	—	—
56	学校法人(一部)の設立認可	×	—	—
57	博物館の登録	○	第4次 一括法	H27年4月
58	史跡名勝天然記念物の仮指定 重要文化財等の管理に係る技術的指導等 政府が補助金を交付する重要文化財の管理等に係る 指揮監督 文化庁長官等に提出すべき書類等の経由事務	○ (110条、187条、 188条)	第4次 一括法	H27年4月
59	商工会議所の定款変更の認可(一部)、事業状況等の 報告の受理・警告等	○	第4次 一括法	H27年4月
60	全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計 画・連携計画の認定	○	第4次 一括法	H27年4月
61	一般旅券の発給申請受理・交付	△ (横浜市・相模原 市)	神奈川県 事務処理 特例条例	H25年1月 (相模原市) H31年3月 (横浜市)
62	砂利採取計画の認可 岩石採取計画の認可	○	第4次 一括法	H27年4月
63	高圧ガスの製造・貯蔵許可	× (コンビナート地 域以外は移譲)	第5次 一括法	H30年4月
64	火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	○	第5次 一括法	H29年4月
65	災害時の応急救助の実施	○	災害救助 法	H31年4月
66	防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	×	—	—
67	市町村消防の支援のための航空消防隊の設置	※	—	—
68	都道府県警察の設置	×	—	—
69	道路における交通の規制	×	—	—
70	公害健康被害の補償給付	×	—	—
71	第一種フロン類回収業者の登録	×	—	—
72	工業用水の採取許可	○	第4次 一括法	H27年4月
73	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画 の策定	×	—	—

※現行法で対応可能

【参考2】指定都市都道府県調整会議の実施状況（神奈川県内）

令和4年7月時点

市名	回数	開催年月日	開催テーマ	概要
横浜市	2	H29. 3. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市行政について ・県市の協議連携について 	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート発給事務の移譲に向けた検討を開始することについて合意。その後、平成31年3月22日に、県の事務処理特例条例が改正され、令和元年10月31日から横浜市が発給事務を実施し、新たに市パスポートセンターを設置。
		R2. 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市行政について 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、横浜市、川崎市の3者で開催 ・県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意。 ・崖地の安全対策として、県と横浜市は、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認。
川崎市	1	R2. 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市行政について 	<ul style="list-style-type: none"> ・県、横浜市、川崎市の3者で開催 ・県と横浜・川崎両市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意。
相模原市	0	—	—	—

【参考3】都道府県の人口、指定都市の人口（令和2年国勢調査）

■都道府県別人口

順位	都道府県名	人口（人）	順位	都道府県名	人口（人）
1	東京都	14,047,594	25	沖縄県	1,467,480
2	神奈川県	9,237,337	26	滋賀県	1,413,610
3	大阪府	8,837,685	27	山口県	1,342,059
4	愛知県	7,542,415	28	愛媛県	1,334,841
5	埼玉県	7,344,765	29	奈良県	1,324,473
6	千葉県	6,284,480	30	長崎県	1,312,317
7	兵庫県	5,465,002	31	青森県	1,237,984
8	北海道	5,224,614	32	岩手県	1,210,534
9	福岡県	5,135,214	33	石川県	1,132,526
10	静岡県	3,633,202	34	大分県	1,123,852
11	茨城県	2,867,009	35	宮崎県	1,069,576
12	広島県	2,799,702	36	山形県	1,068,027
13	京都府	2,578,087	37	富山県	1,034,814
14	宮城県	2,301,996	38	秋田県	959,502
15	新潟県	2,201,272	39	香川県	950,244
16	長野県	2,048,011	40	和歌山県	922,584
17	岐阜県	1,978,742	41	佐賀県	811,442
18	群馬県	1,939,110	42	山梨県	809,974
19	栃木県	1,933,146	43	福井県	766,863
20	岡山県	1,888,432	44	徳島県	719,559
21	福島県	1,833,152	45	高知県	691,527
22	三重県	1,770,254	46	島根県	671,126
23	熊本県	1,738,301	47	鳥取県	553,407
24	鹿児島県	1,588,256		全国	126,146,099

■指定都市別人口

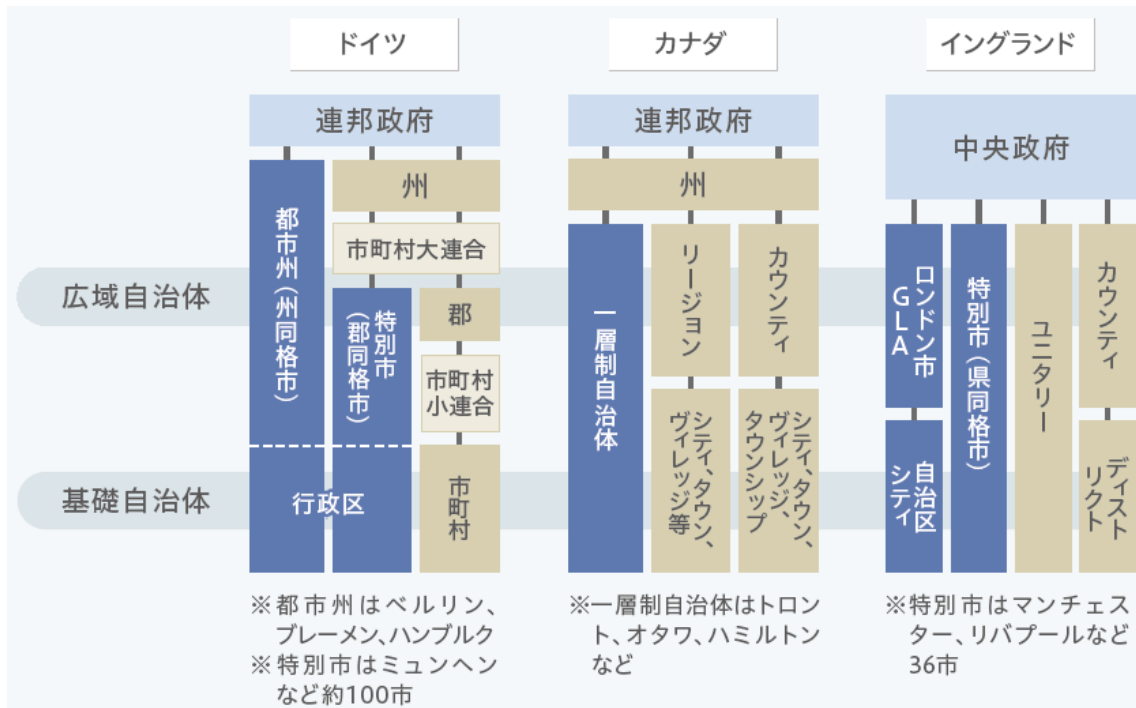
	指定都市名	人口（人）
1	札幌市	1,973,395
2	仙台市	1,096,704
3	さいたま市	1,324,025
4	千葉市	974,951
5	横浜市	3,777,491
6	川崎市	1,538,262
7	相模原市	725,493
8	新潟市	789,275
9	静岡市	693,389
10	浜松市	790,718
11	名古屋市	2,332,176
12	京都市	1,463,723
13	大阪市	2,752,412
14	堺市	826,161
15	神戸市	1,525,152
16	岡山市	724,691
17	広島市	1,200,754
18	北九州市	939,029
19	福岡市	1,612,392
20	熊本市	738,865

【参考4】県単独補助金の指定都市較差の状況（神奈川県内）

名称	内容	較差の内容	(参考) 当初補助率
ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭の方を対象とした 医療費助成制度	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
小児医療費助成 事業	小児を対象とした医療費助成制度	【補助率】 指定都市 1/4 一般市 1/3	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
重度障害者医療費 給付補助事業	重度の障害のある方を対象とした 医療費助成制度	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 100% 一般市 100%
外国籍県民高齢者・ 障害者等福祉給付金	外国籍等の高齢者で、国民年金 を受給するために必要な要件を制 度上満たすことができない方に給 付金を支給する制度	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2

出典：川崎市「川崎市は特別自治市を目指しています」をもとに作成

【参考5】諸外国の大都市制度



出典：横浜市「横浜特別自治市」

【参考6】第30次地方制度調査会答申の概要

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（6月25日総理手交）の概要

資料1

- 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。
- 人口減少社会（平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測）において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

現行の大都市等に係る制度の見直し

(指定都市制度)

- 「二重行政」の解消（都道府県から指定都市への事務移譲等）
- ・ 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務（31事務：県費負担教職員の給与負担など）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務）（重複除くと計35事務）は移譲を基本
- ・ 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討（例：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限）
- ・ 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要
- 事務移譲に伴う税財源の配分
- ・ 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
- ・ 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき
- 「都市内分権」による住民自治強化（特に人口が非常に多い指定都市）
- ・ 区の役割の拡充、区長に独自の権限（人事・予算等）
- ・ 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき
- ・ 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- ・ 区に教育委員会や区単位の市教委事務局（教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関）の設置を可能にすべき

(中核市、特例市制度)

- ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合（現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提）
- ・ 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- ・ 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要

(都区制度)

- ・ 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲（例：児童相談所）を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

(特別区制度の他地域への適用)

- ・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意
- ・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意
- ・ 税財源は、道府県・特別区の事務の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）以外の調整財源が必要となる場合があることに留意
- ・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討

(特別市(仮称))

- ・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義
- ・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要
- ・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市(仮称)へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

(三大都市圏の調整)

- ・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題（交通体系整備、防災対策等）に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

基礎自治体の行政サービス提供体制

(総論)

- ・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要

(「平成の合併」後の基礎自治体)

- ・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在
- ・ 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

(新たな広域連携等)

- 新たな広域連携制度
- ・ 以下の広域連携等を一層進めしていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき
- 地方圏における市町村間の広域連携
- ・ 地方圏では、「地方中枢拠点都市」(指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市)等を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- 三大都市圏の市町村における広域連携等
- ・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進
- ・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要
- 都道府県による補完
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢

出典：総務省資料

【参考7】特別自治市制度への移行手続きの手法案

Ⅲ-1 特別自治市制度の法制化に向けた基本的な方向性

- いわゆる都構想は、地方自治法の特別区規定を活用しつつ、移行手続きについては別途特別法を定めることにより制度化がなされた。
- 特別自治市については、特別自治市そのものの規定が地方自治法に存在しないことから、**地方自治法への規定が必要**。
- 制度設計に当たっては、地域の実情に応じた多様性に配慮すべき**との意見が多かった。



基本的な方向性

- 法概要の建て付けとしては、旧特別市規定を参考としながら、**地方自治法に特別自治市の定義を規定**することを基本とする。
- 移行手続きは、地方分権の流れを踏まえ、「地方からの発意」とする。
- このうえで、現行法令との権衡を考慮しながら、
 - ①地方自治法において移行手続きを定める方法 と、
 - ②大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考とし、移行手続きは別に法律で定める方法が考えられる。

Ⅲ-2 特別自治市の法的位置づけの整理

項目	考え方
性格	特別地方公共団体
区域	都道府県の区域外とする（一層制自治体）
事務	基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。）、その他区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理。 圏域において地域の実情に応じて近隣自治体との連携の中心的な役割を担う。
税財源の調整	区域内における地方税は特別自治市が一元的に賦課徴収する（市民目線では地方税の納税先が一元化される）（地方税法等の改正が必要）
区	行政区（市の内部組織）とし、法人格を有しないこととする。 行政区においてさらなる住民自治機能の強化に努める。

Ⅲ-3 移行手続きの手法案の整理

	移行手続き案① (地方自治法に規定)	移行手続き案② (別途特別法に規定)
手法案	関係団体からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経て定める	大都市地域における特別区の設置に関する法律を参考に別に移行手続法を定める
参考法令	地方自治法第6条の2 (平成16年施行)	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成25年施行)
発意の主体	道府県と指定都市の共同申請	
意思決定の方法	市議会・道府県議会の議決 国会の承認	市議会・道府県議会の議決 総務大臣の処分
住民投票の考え方	移行にあたって住民代表である市議会及び道府県議会の議決を経ること、市民目線では市の区域は変わらず、新たな住民負担も発生しないことから、 住民投票は制度化しない 。(地域の実情に応じ任意で実施)	
共同申請に向けた道府県と指定都市の調整の仕組み	『地方自治法第252条の21の2に基づく指定都市都道府県調整会議に準じた仕組み』や『地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置に準じた仕組み』を参考として、道府県との調整の仕組みを設ける。	

・住民投票については、地域の実情に応じ実施する場合は『特別自治市に移行する基礎自治体のあり方を問うもの』であり、その対象範囲は、『特別自治市に移行する区域の住民』とするのが適当との意見があった。 27

Ⅲ-4 法概要骨子（移行手続き案①）

地方自治法第三編特別地方公共団体に以下を第五章として加える。

(特別自治市の事務及び性格)

- ①特別自治市は、基礎的な地方公共団体として、市及び市域内における都道府県に属する事務(ただし、市町村間の連絡調整及び補完事務を除く。)、その他その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。
- ②圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担うものとする。
- ③特別自治市は都道府県の区域外とする。

(特別自治市の移行手続)

- ①特別自治市は、道府県及び指定都市からの申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定める。
- ②前項の申請については、道府県及び指定都市はあらかじめ当該道府県及び市の議会の議決を経なければならない。
- ③第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。
- ④特別自治市の指定があった際は、都道府県の区域も自ずから変更する。

(特別自治市の住民)

特別自治市の区域内に住所を有する者は、当該特別自治市の住民とする。

(特別自治市の長、補助機関)

特別自治市に市長及び副市長を置く。

(行政区の設置)

- ①特別自治市の市長の権限を分掌させるため、条例でその区域を分けて行政区を設け、その事務所を置く。なお、特別自治市は行政区において住民自治機能の強化に努める。
- ②行政区の事務所の長として区長を置く。
- ③行政区には選挙管理委員会を置く。

(都道府県・市に適用される規定の準用)

- ①この法律又はこれに基づく法令に特別の定めがあるものを除くほか、第2編中都道府県に関する規定及び、市に関する規定は特別自治市にこれを適用する。
- ②ただし、第5条第2項、第8条の2(以下略)中市に関する規定、第19条中都道府県に関する規定はこれを適用しない。

28

Ⅲ-4 法概要骨子（移行手続き案②（特別法部分））

移行手続き案①の地方自治法改正案の移行手続き部分を「別に法律で定める」とし、「大都市地域における特別自治市への指定に関する法律案（仮称）」を定める。

（目的）

特別自治市に移行するための手続について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設ける。

（対象（以下、「関係市町村」という））

(1)指定都市

(2)一の指定都市及び当該指定都市と同一の圏域を形成する同一道府県の区域内の一以上の市町村

（特別自治市移行協議会の設置）

特別自治市への移行を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、特別自治市への移行に関する協定書（以下「特別自治市移行協定書」という。）の作成その他特別自治市への移行に関する協議を行う協議会（以下「特別自治市移行協議会」という。）を置く。

（特別自治市移行協定書の作成）

①特別自治市移行協定書は、特別自治市への移行について必要な事項について、作成するものとする。

②特別自治市移行協議会は、特別自治市移行協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

③総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別自治市移行協定書の内容について検討し、特別自治市移行協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県に意見を述べるものとする。

（特別自治市移行協定書についての議会の承認）

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別自治市設置協定書の送付を受けたときは、前条第三項の意見を添えて、当該特別自治市移行協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

（特別自治市の指定の申請）

関係市町村及び関係道府県は、特別自治市移行協定書についてそれぞれの議会の承認を得たときは、共同して、総務大臣に対し、特別自治市の指定を申請することができる。

（特別自治市の指定の処分）

①特別自治市の指定は、前条の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

②第一項の規定による処分があった際は、都道府県の境界は自ずから変更する。

③政府は、前条の規定による申請があった場合において、特別自治市移行協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

29

出典：指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告（令和3年11月）